

一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の合併に伴う
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	9
3. 信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の 一部改正新旧対照表	10
4. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	11
5. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	14

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(指標連動型E T Fの上場審査基準) 第1104条 内国指標連動型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d及びdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。 (1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が <u>一般社団法人資産運用業協会</u> の会員であること。 (2) (3) (略) 2・3 (略)	(指標連動型E T Fの上場審査基準) 第1104条 内国指標連動型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d及びdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。 (1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が <u>一般社団法人投資信託協会</u> の会員であること。 (2) (3) (略) 2・3 (略)
4 内国商品現物型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。 (1) 第1項第1号、同項第2号c、cの2、d、dの3、e及びg並びに同項第3号（管理会社が信託受託者である場合を除く。）に適合していること。この場合において、第1項第1号中「管理会社が <u>一般社団法人資産運用業協会</u> の会員であること」とあるのは「管理会社が <u>一般社団法人資産運用業協会</u> の会員であること（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）」と、同項第2号cの2中「投資信託財産等」とあるのは「信託財産」と、同項第2号d中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と、それぞれ読み替えるものとする。 (1) の2～(7) (略) 5・6 (略)	4 内国商品現物型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。 (1) 第1項第1号、同項第2号c、cの2、d、dの3、e及びg並びに同項第3号（管理会社が信託受託者である場合を除く。）に適合していること。この場合において、第1項第1号中「管理会社が <u>一般社団法人投資信託協会</u> の会員であること」とあるのは「管理会社が <u>一般社団法人投資信託協会</u> の会員であること（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）」と、同項第2号cの2中「投資信託財産等」とあるのは「信託財産」と、同項第2号d中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と、それぞれ読み替えるものとする。 (1) の2～(7) (略) 5・6 (略)
(内国アクティブ運用型E T Fの上場審査基準) 第1104条の2 内国アクティブ運用型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号g並びに第4号及び第5号の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。 (1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が <u>一般社団法人資産運用業協会</u> の会員であること。 (2) 新規上場申請銘柄が、次のaからjまでに適合していること。 a (略)	(内国アクティブ運用型E T Fの上場審査基準) 第1104条の2 内国指標連動型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d及びdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。 (1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が <u>一般社団法人投資信託協会</u> の会員であること。 (2) 新規上場申請銘柄が、次のaからjまでに適合していること。 a (略)

b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の（a）から（g）までの内容が記載されていること。

（a）～（f）（略）

（g）次のイ又はロのいずれかに掲げる事項

イ 一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限が設けられていること。

ロ 一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号の要件を満たす投資制限が設けられていること並びに同一銘柄の株式及び投資証券への実質投資割合（投資信託等の受益証券において、信託財産に属する同一の有価証券の評価額と他の投資信託等の受益証券等を通じて投資する当該有価証券の評価額を合計した額が信託財産の純資産総額に占める比率をいう。以下同じ。）を信託財産の純資産総額の20%以下とすること。

bの2 新規上場申請銘柄が、次の（a）から（d）までに該当するものでないこと。

（a）（略）

（b）一般社団法人資産運用業協会の定める店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の受益証券

（c）一般社団法人資産運用業協会の定める交付目論見書の作成に関する規則第3条第2項に規定する通貨選択型投資信託等の受益証券

（d）（略）

c～j（略）

（3）～（6）（略）

（上場指標連動型E T Fの上場廃止基準）

第1112条 上場内国指標連動型E T F及び上場内国商品現物型E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の（a）から（g）までの内容が記載されていること。

（a）～（f）（略）

（g）次のイ又はロのいずれかに掲げる事項

イ 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限が設けられていること。

ロ 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号の要件を満たす投資制限が設けられていること並びに同一銘柄の株式及び投資証券への実質投資割合（投資信託等の受益証券において、信託財産に属する同一の有価証券の評価額と他の投資信託等の受益証券等を通じて投資する当該有価証券の評価額を合計した額が信託財産の純資産総額に占める比率をいう。以下同じ。）を信託財産の純資産総額の20%以下とすること。

bの2 新規上場申請銘柄が、次の（a）から（d）までに該当するものでないこと。

（a）（略）

（b）一般社団法人投資信託協会の定める店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の受益証券

（c）一般社団法人投資信託協会の定める交付目論見書の作成に関する規則第3条第2項に規定する通貨選択型投資信託等の受益証券

（d）（略）

c～j（略）

（3）～（6）（略）

（上場指標連動型E T Fの上場廃止基準）

第1112条 上場内国指標連動型E T F及び上場内国商品現物型E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場指標連動型E T Fに係る管理会社が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場指標連動型E T Fに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「E T F上場契約書」及び第1104条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

a～cの3 (略)

d 一般社団法人資産運用業協会の会員でなくなった場合(管理会社が登録金融機関である場合を除く。)

(2)～(3) (略)

2～4 (略)

(上場内国アクティブ運用型E T Fの上場廃止基準)

第1112条の2 上場内国アクティブ運用型E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場内国アクティブ運用型E T Fに係る管理会社が次のaからfまでのいずれかに該当する場合

a～e (略)

f 一般社団法人資産運用業協会の会員でなくなった場合(管理会社が登録金融機関である場合を除く。)

(2) (略)

(3) 上場内国アクティブ運用型E T Fが、次のaからhまでのいずれかに該当する場合

a (略)

b 次の(a)から(j)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合

(a)～(h) (略)

(i) 一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限がなくなる場合(一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号の要件を満たす投資制限が設けられる場合並びに同一銘柄の株式及び投資証券への実質投資割合は信託財産の純資

(1) 上場指標連動型E T Fに係る管理会社が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場指標連動型E T Fに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「E T F上場契約書」及び第1104条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

a～cの3 (略)

d 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合(管理会社が登録金融機関である場合を除く。)

(2)～(3) (略)

2～4 (略)

(上場内国アクティブ運用型E T Fの上場廃止基準)

第1112条の2 上場内国アクティブ運用型E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場内国アクティブ運用型E T Fに係る管理会社が次のaからfまでのいずれかに該当する場合

a～e (略)

f 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合(管理会社が登録金融機関である場合を除く。)

(2) (略)

(3) 上場内国アクティブ運用型E T Fが、次のaからhまでのいずれかに該当する場合

a (略)

b 次の(a)から(j)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合

(a)～(h) (略)

(i) 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限がなくなる場合(一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号の要件を満たす投資制限が設けられる場合並びに同一銘柄の株式及び投資証券への実質投資割合は信託財産の純資産総

産総額の20%以下とする旨の定めが設けられる場合を除く。)

(j) 一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号の要件を満たす投資制限がなくなる場合並びに同一銘柄の株式及び投資証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以下とする旨の定めがなくなる場合(一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限が設けられる場合を除く。)

bの2 上場内国アクティブ運用型E T Fが、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合

(a) (略)

(b) 上場内国アクティブ運用型E T Fが、一般社団法人資産運用業協会の定める店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の受益証券となる場合

(c) 上場内国アクティブ運用型E T Fが、一般社団法人資産運用業協会の定める交付目論見書の作成に関する規則第3条第2項に規定する通貨選択型投資信託等の受益証券となる場合

(d) (略)

c～h (略)

(第6編における定義)

第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(9)の5 (略)

(10) 不動産 投資法人計算規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産並びにこれら以外の投資信託法施行令第3条第3号に規定する不動産に該当するもの

(データの処理を目的とした、コンピュータやデータ通信のための装置を設置及び運用することに特化した建物と一体として利用することを想定して設置された設備その他の建物と一体として利用することを想定して設置された設備に限る。) 並びにこれらをリース物件とする財務諸表等規則第1

額の20%以下とする旨の定めが設けられる場合を除く。)

(j) 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号の要件を満たす投資制限がなくなる場合並びに同一銘柄の株式及び投資証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以下とする旨の定めがなくなる場合

(一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限が設けられる場合を除く。)

bの2 上場内国アクティブ運用型E T Fが、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合

(a) (略)

(b) 上場内国アクティブ運用型E T Fが、一般社団法人投資信託協会の定める店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の受益証券となる場合

(c) 上場内国アクティブ運用型E T Fが、一般社団法人投資信託協会の定める交付目論見書の作成に関する規則第3条第2項に規定する通貨選択型投資信託等の受益証券となる場合

(d) (略)

c～h (略)

(第6編における定義)

第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(9)の5 (略)

(10) 不動産 投資法人計算規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産並びにこれら以外の投資信託法施行令第3条第3項に規定する不動産に該当するもの

(データの処理を目的とした、コンピュータやデータ通信のための装置を設置及び運用することに特化した建物と一体として利用することを想定して設置された設備その他の建物と一体として利用することを想定して設置された設備に限る。) 並びにこれらをリース物件とする財務諸表等規則第1

6条の2第1項及び第2項に規定するものをいう。

(11)～(18) (略)

(19) 流動資産等 投資法人計算規則第37条第3項第1号イからハまで、上から又まで及び同項第4号ニに規定する資産
(同項第1号又に規定する資産にあっては、未収消費税に限る。) 並びに当該資産を信託する信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)をいう。

(上場審査の形式要件)

第1205条 不動産投資信託証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 次のaからcまでに掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める者が一般社団法人資産運用業協会の会員であること。

a～c (略)

(2) (略)

(上場廃止基準)

第1218条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 投資証券

次のa又はbに定めるところによる。

a (略)

b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の(a)から(g)までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(a)・(b) (略)

(c) 一般社団法人資産運用業協会の会員でなくなった場合

(d)～(g) (略)

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券
次のa又はbに定めるところによる。

6条の2第1項及び第2項に規定するものをいう。

(11)～(18) (略)

(19) 流動資産等 投資法人計算規則第37条第3項第1号イからハまで、本からチまで及び同項第4号ニに規定する資産
(同項第1号チに規定する資産にあっては、未収消費税に限る。) 並びに当該資産を信託する信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)をいう。

(上場審査の形式要件)

第1205条 不動産投資信託証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 次のaからcまでに掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める者が一般社団法人投資信託協会の会員であること。

a～c (略)

(2) (略)

(上場廃止基準)

第1218条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 投資証券

次のa又はbに定めるところによる。

a (略)

b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次の(a)から(g)までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(a)・(b) (略)

(c) 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合

(d)～(g) (略)

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券
次のa又はbに定めるところによる。

a 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次の（a）から（d）までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が「不動産投資信託証券上場契約書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

（a）・（b）（略）
（c）一般社団法人資産運用業協会の会員でなくなった場合
（d）（略）

b（略）

（3）委託者非指図型投資信託の受益証券
上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が「不動産投資信託証券上場契約書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

a（略）
b一般社団法人資産運用業協会の会員でなくなった場合
c（略）
2・3（略）

（上場審査の形式要件）

第1305条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）新規上場申請に係るベンチャーファンド資産運用会社が、一般社団法人資産運用業協会の会員であること。
（2）（略）

a 上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次の（a）から（d）までのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が「不動産投資信託証券上場契約書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

（a）・（b）（略）
（c）一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
（d）（略）

b（略）

（3）委託者非指図型投資信託の受益証券
上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場不動産投資信託証券の上場を廃止する。ただし、当該上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が「不動産投資信託証券上場契約書」を提出するほか、当該上場不動産投資信託証券が第1206条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

a（略）
b一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
c（略）
2・3（略）

（上場審査の形式要件）

第1305条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）新規上場申請に係るベンチャーファンド資産運用会社が、一般社団法人投資信託協会の会員であること。
（2）（略）

(上場廃止基準)

第1318条 上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。

a・b (略)

c 第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために、運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行っていない場合であって、かつ、その評価を未公開株等評価機関に委託していない場合

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

a (略)

b 一般社団法人資産運用業協会の会員でなくなった場合

c～e (略)

2～4 (略)

(上場審査の形式要件)

第1505条 内国インフラファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、一般社団法人資産運用業協会の会員であること。

(2) (略)

2・3 (略)

(上場廃止基準)

第1520条 上場インフラファンドの発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場インフラファンドの区分に従

(上場廃止基準)

第1318条 上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。

a・b (略)

c 第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために、運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行っていない場合であって、かつ、その評価を未公開株等評価機関に委託していない場合

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

a (略)

b 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合

c～e (略)

2～4 (略)

(上場審査の形式要件)

第1505条 内国インフラファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、一般社団法人投資信託協会の会員であること。

(2) (略)

2・3 (略)

(上場廃止基準)

第1520条 上場インフラファンドの発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場インフラファンドの区分に従

い、当該各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 投資証券

次の a 又は b に定めるところによる。

a (略)

b 上場インフラファンドに係る管理会社が次の (a) から (g) までのいずれかに該当する場合は、当該上場インフラファンドの上場を廃止する。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(a) • (b) (略)

(c) 一般社団法人資産運用業協会の会員でなくなった場合

(d) ~ (g) (略)

(2) ~ (4) (略)

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

い、当該各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 投資証券

次の a 又は b に定めるところによる。

a (略)

b 上場インフラファンドに係る管理会社が次の (a) から (g) までのいずれかに該当する場合は、当該上場インフラファンドの上場を廃止する。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(a) • (b) (略)

(c) 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合

(d) ~ (g) (略)

(2) ~ (4) (略)

2・3 (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)	(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)
第40条 (略)	第40条 (略)
2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。以下この項及び第45条第2項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。	2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。以下この項及び第45条第2項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。
(1)～(12) (略)	(1)～(12) (略)
(13) 投資信託受益証券及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するものに限る。） 公社債投資信託の受益証券 100分の85 その他のもの 100分の80	(13) 投資信託受益証券及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。） 公社債投資信託の受益証券 100分の85 その他のもの 100分の80
(14) (略)	(14) (略)
3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの 一般社団法人資産運用業協会が発表する時価	(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの 一般社団法人投資信託協会が発表する時価
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
付 則	
この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。	

信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の
一部改正新旧対照表

新	旧																														
別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表	別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表																														
1 (略)	1 (略)																														
2 前項の有価証券の種類、時価及び当取引所の定める率は以下のとおりとする。	2 前項の有価証券の種類、時価及び当取引所の定める率は以下のとおりとする。																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>有価証券の種類</th> <th>時価</th> <th>時価に乘すべき率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公社債投 資信託の 受益証券</td> <td>一般社団法人資産運用 業協会が前日の時価を 発表するもの</td> <td>当該 時価 の 85</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資証券</td> <td>一般社団法人資産運用 業協会が前日の時価を 発表するもの</td> <td>当該 時価 の 70</td> </tr> </tbody> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	(略)			公社債投 資信託の 受益証券	一般社団法人資産運用 業協会が前日の時価を 発表するもの	当該 時価 の 85	(略)			投資証券	一般社団法人資産運用 業協会が前日の時価を 発表するもの	当該 時価 の 70	<table border="1"> <thead> <tr> <th>有価証券の種類</th> <th>時価</th> <th>時価に乘すべき率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公社債投 資信託の 受益証券</td> <td>一般社団法人投資信 託協会が前日の時価 を発表するもの</td> <td>当該 時価 の 85</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資証券</td> <td>一般社団法人投資信 託協会が前日の時価 を発表するもの</td> <td>当該 時価 の 70</td> </tr> </tbody> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	(略)			公社債投 資信託の 受益証券	一般社団法人投資信 託協会が前日の時価 を発表するもの	当該 時価 の 85	(略)			投資証券	一般社団法人投資信 託協会が前日の時価 を発表するもの	当該 時価 の 70
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率																													
(略)																															
公社債投 資信託の 受益証券	一般社団法人資産運用 業協会が前日の時価を 発表するもの	当該 時価 の 85																													
(略)																															
投資証券	一般社団法人資産運用 業協会が前日の時価を 発表するもの	当該 時価 の 70																													
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率																													
(略)																															
公社債投 資信託の 受益証券	一般社団法人投資信 託協会が前日の時価 を発表するもの	当該 時価 の 85																													
(略)																															
投資証券	一般社団法人投資信 託協会が前日の時価 を発表するもの	当該 時価 の 70																													
(注) 1. ~ 7. (略) 3 ~ 9 (略)	(注) 1. ~ 7. (略) 3 ~ 9 (略)																														
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>																															

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(第6編における定義)	(第6編における定義)
第1201条 (略)	第1201条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 規程第1201条第1号の6aに規定する施行規則で定める資産とは、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第1号 <u>又</u> に規定する資産及びこれらに類するものとして当取引所が適当と認める資産をいう。	6 規程第1201条第1号の6aに規定する施行規則で定める資産とは、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第1号 <u>チ</u> に規定する資産及びこれらに類するものとして当取引所が適当と認める資産をいう。
7~10 (略)	7~10 (略)
(有価証券新規上場申請書の添付書類)	(有価証券新規上場申請書の添付書類)
第1302条 (略)	第1302条 (略)
2 規程第1304条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	2 規程第1304条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
(1)~(8) (略)	(1)~(8) (略)
(9) 規程第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行う場合には、その旨を新規ベンチャーファンド上場申請者が確約した書面	(9) 規程第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行う場合には、その旨を新規ベンチャーファンド上場申請者が確約した書面
(10) (略)	(10) (略)
3~5 (略)	3~5 (略)
(書類の提出等の取扱い)	(書類の提出等の取扱い)
第1327条 (略)	第1327条 (略)
2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1312条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第1号a及びbに規定する書類、第2号aに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号aか	2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1312条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第1号a及びbに規定する書類、第2号aに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号aか

らcまで、第4号b（規約に限る。）及び第10号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（1）～（12）（略）

（13）規程第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行うことについて決定を行った場合

未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を当該方法で行う旨を確約した書面について、決定を行った後直ちに

3・4（略）

（上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い）

第1329条（略）

2（略）

3 規程第1318条第1項第1号cに規定する基準については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

（1）次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに定めるときに該当するときは、基準に該当するものとする。

a 運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を、一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行わなくなった場合

直ちにその評価を当取引所が適当と認める未公開株等評価機関に委託することができなかつたとき

b 運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を未公開株等評価機関に委託しなくなった場合

直ちにその評価を一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行わず、かつ、その評価を当取引所が適当と認める他の未公開株等評価機関に委託することができなかつたとき

（2）（略）

4～19（略）

らcまで、第4号b（規約に限る。）及び第10号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（1）～（12）（略）

（13）規程第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行うことについて決定を行った場合

未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を当該方法で行う旨を確約した書面について、決定を行った後直ちに

3・4（略）

（上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い）

第1329条（略）

2（略）

3 規程第1318条第1項第1号cに規定する基準については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

（1）次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに定めるときに該当するときは、基準に該当するものとする。

a 運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を、一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行わなくなった場合

直ちにその評価を当取引所が適当と認める未公開株等評価機関に委託することができなかつたとき

b 運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を未公開株等評価機関に委託しなくなった場合

直ちにその評価を一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行わず、かつ、その評価を当取引所が適当と認める他の未公開株等評価機関に委託することができなかつたとき

（2）（略）

4～19（略）

付 則

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I (略)

II 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額については、次の(1)から(8)までに掲げる事項を直前に開示した数値とともに記載するものとする。なお、(7)及び(8)に掲げるものについては、一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法による評価額又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が未公開株等及び未公開株等関連資産の評価に係る業務を委託する未公開株等評価機関による算定数値（以下「評価額」という。）であり、参考情報として開示する旨を注記するものとする。

(1)～(8) (略)

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I (略)

II 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額については、次の(1)から(8)までに掲げる事項を直前に開示した数値とともに記載するものとする。なお、(7)及び(8)に掲げるものについては、一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法による評価額又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が未公開株等及び未公開株等関連資産の評価に係る業務を委託する未公開株等評価機関による算定数値（以下「評価額」という。）であり、参考情報として開示する旨を注記するものとする。

(1)～(8) (略)

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>XV ベンチャーファンドの新規上場審査</p> <p>(未公開株等の評価の適正性)</p> <p>2. 規程第1306条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（3）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>（1） 規程第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を<u>一般社団法人資産運用業協会</u>の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行うこと。ただし、当該方法による評価を行わない未公開株等及び未公開株等関連資産について、その評価を未公開株等評価機関に委託している場合は、この限りでない。</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>XV ベンチャーファンドの新規上場審査</p> <p>(未公開株等の評価の適正性)</p> <p>2. 規程第1306条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（3）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>（1） 規程第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を<u>一般社団法人投資信託協会</u>の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行うこと。ただし、当該方法による評価を行わない未公開株等及び未公開株等関連資産について、その評価を未公開株等評価機関に委託している場合は、この限りでない。</p> <p>（2）・（3）（略）</p>